

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

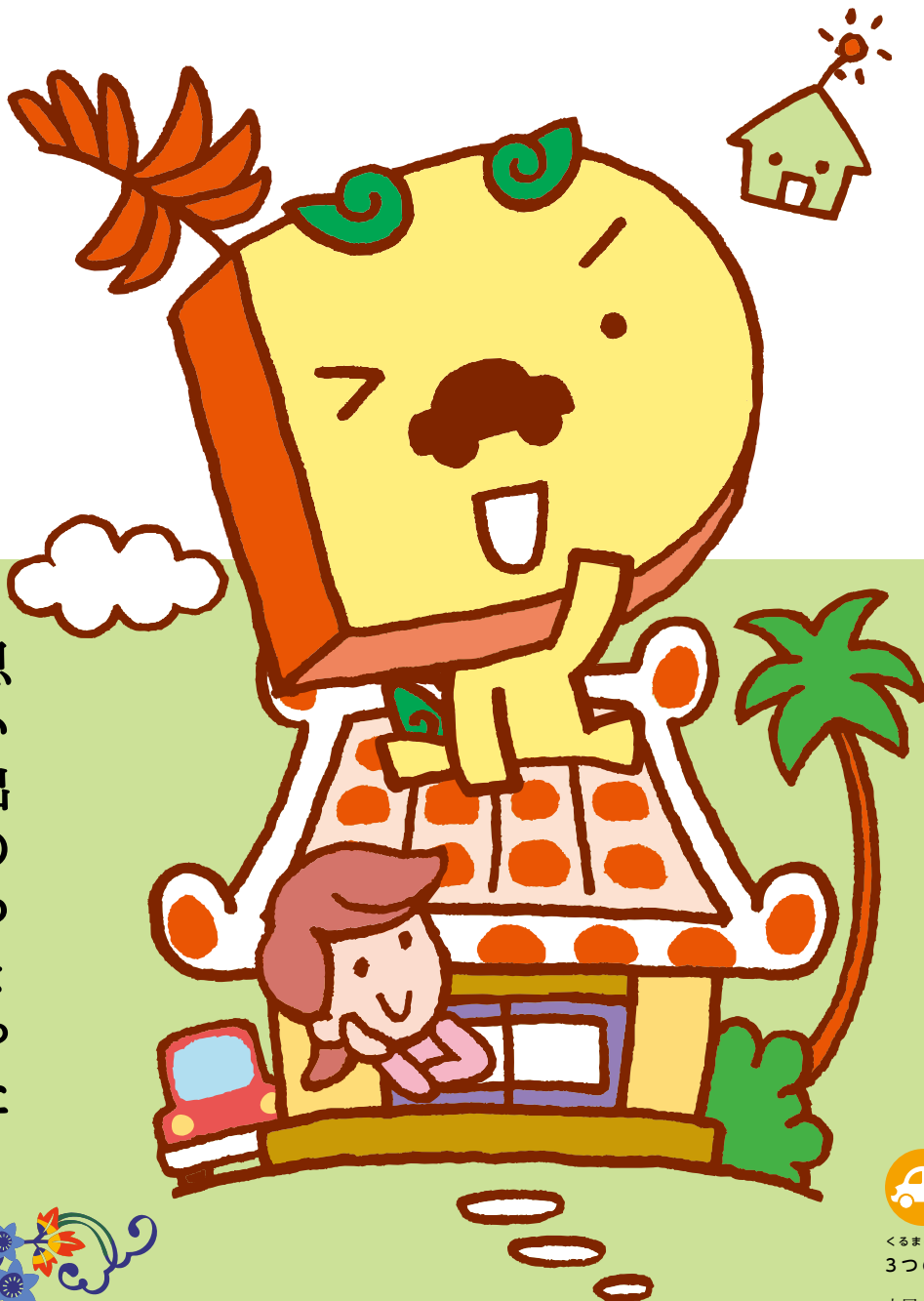
DAY-GO!

デイゴー

Daido Always by Your Side

すまいの保険

思い出のつまった
家を守るぞ。



くるまの保険



すまいの保険



けがの保険

3つのDAY-GO! 保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、お客さまとご家族を取り巻く様々なリスクからしっかりお守りし、あんしん・あんぜんをご提供いたします。

「DAY-GO! すまいの保険」は あなたの大切な住まいを あらゆるリスクから守ります！



1 火災

- 【事故例】
- 火事で家が燃えてしまった。
 - 隣家の消火活動に伴い、家が水浸しになってしまった。



2 落雷

- 【事故例】
- 落雷の衝撃で家が壊れてしまった。
 - 落雷の際の異常電流により家電製品が壊れてしまった。



3 破裂・爆発

- 【事故例】
- ガス漏れによってキッチンが爆発してしまった。
 - ボイラーが爆発した際に、家が壊れてしまった。



4 風災・雹災・雪災

- 【事故例】
- 台風で窓ガラスが割れてしまった。
 - 台風で屋根が壊れ、家の中が水浸しになってしまった。



(注) 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます)、雹災または豪雪の場合における雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。なお、吹込みまたは雨漏り等による損害については、建物の外側の部分*が破損した場合にのみ補償します。
*外壁、屋根、開口部等をいいます。

5 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等

- 【事故例】
- 他人の車両が飛び込んできて家の壁が壊れてしまった。
 - 野球ボールが飛んできて窓ガラスが割れてしまった。



6 給排水設備に生じた事故による水濡れ または他の戸室で生じた事故による水濡れ

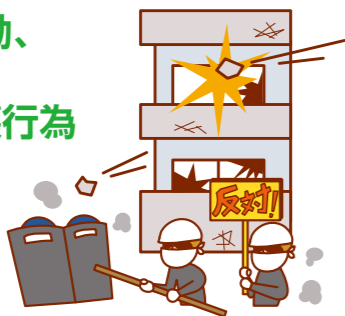
- 【事故例】
- 水道管が破裂し、家の中が水浸しになってしまった。
 - 他人の部屋の蛇口の閉め忘れが原因で、家が水浸しになってしまった。



(注) 水道管等の給排水設備自体に生じた損害は補償の対象外となります。

7 騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為

- 【事故例】
- デモ隊と機動隊の衝突により、家の塀が壊れてしまった。



8 盗難

- 【事故例】
- 泥棒によって窓ガラスを割られ、現金や家財が盗まれてしまった。



(注) 家財の盗難については、保険の対象に家財を含む場合に補償します。

9 水災

- 【事故例】
- 大雨によって家が床上浸水してしまった。
 - 集中豪雨による土砂崩れで家が壊れてしまった。



10 ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による破損等の損害

- 【事故例】
- 家具を移動する際にドアにぶつけて、ドアを壊してしまった。
 - 転んだ弾みで窓ガラスを割ってしまった。



11 地震(地震保険)

☆ DAY-GO! すまいの保険では、ご希望されない場合を除き地震保険をセットでご契約いただけます。ただし、地震保険を単独でご契約いただくことはできませんのでご注意ください。

- 【事故例】
- 地震による衝撃で家が壊れてしまった。
 - 地震による火災で家が燃えてしまった。
 - 地震による津波・高潮で家と家財が流されてしまった。



○ 地震保険をご契約しない場合には、地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害(地震による延焼・拡大損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。(「地震火災費用保険金」はお支払いの対象となる場合があります。)詳細につきましては11ページを参照ください。



「DAY-GO! すまいの保険」のおすすめポイント

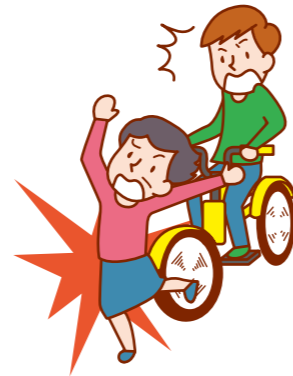
Point 1 お客様のニーズに合わせて3つのプランから選択できます。

お客様のニーズに合わせて、ワイド・スタンダード・エコノミーの3つのプランからお選びいただくことができます。



Point 2 様々なオプション特約で幅広く補償！

基本の補償に加えて、オプション特約をセットすることで賠償責任の事故など様々なリスクにも備えることができます。



Point 3 ご契約時に現金のご準備が不要となる「キャッシュレス制度」を導入！

口座振替、スマホ決済払およびコンビニ払でキャッシュレスで保険料をお支払いすることができます。これにより契約時に現金のご準備がなくてもご契約できます。



Point 4 しまんちゅ相談サービスで日常生活の様々なトラブルをサポート

DAY-GO! すまいの保険のご契約者は医療相談や相続相談等のサービスを無料で受けることができます。



※詳細につきましては、15ページをご覧ください。

ご契約までの4つのステップ

STEP1 保険の対象を選択 →P.5

建物・家財またはその両方を保険の対象とすることができます。

建物



家財



STEP2 補償プランを選択 →P.7

お客様のニーズに合わせて、3つのプランから補償範囲を選択できます。

ワイドプラン
(不測かつ突発的な事故で受けた損害までを全て補償)

スタンダードプラン
(不測かつ突発的な事故で受けた損害以外を補償)

エコノミープラン
(お得に必要な最低限を補償)

※建物と家財を合わせてご契約いただく場合には、共通のプランをお選びいただけます。

STEP3 オプション特約でカスタマイズ →P.9

多様なお客様のニーズに合わせて、様々なオプション特約をご提供します。

羅災時諸費用補償特約	日常生活賠償責任特約
類焼損害補償特約	日常生活賠償責任保険包括契約に関する特約(アパートオーナー向け)
借用住宅修理費用補償特約	借家人賠償責任拡張補償特約
ドアロック交換費用補償特約	施設賠償責任補償特約
建物臨時賃借費用補償特約	地震火災費用補償特約[自動セット]
家賃補償特約(賃貸建物オーナー向け)	

原則自動セット

地震の補償(地震保険) →P.11

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。

- 地震による建物の倒壊や火災、津波による損害を補償します。
- ご希望されない場合を除き、自動的にセットされます。

STEP4 その他契約条件の確認

- ①評価額の設定方法 P.13
- ②保険金額の設定 P.13
- ③構造級別の判定 P.14
- ④保険期間 P.15
- ⑤保険料の払込方法 P.15
- ⑥しまんちゅ相談サービス P.15

STEP1: 保険の対象を選択

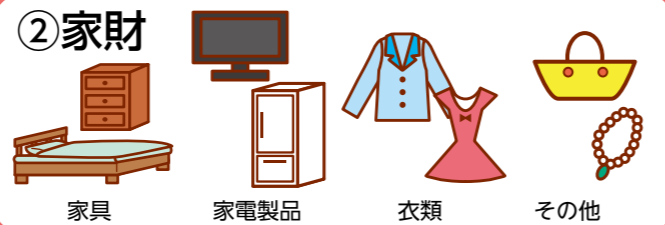
リスクに備えるため保険の対象をお選びください。

- ①建物（一戸建てまたはマンション一棟、マンション戸室等）
- ②家財（家具、家電製品、衣類等）
- ③建物と家財の両方

①建物



②家財



③建物と家財の両方

家財を保険の対象とする場合において、以下に掲げる物は保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 自動車、自動三輪車および自動二輪車（総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物^(注)
- 業務用の設備・什器等
- 商品、製品等

(注) 建物内に収容されている生活用の通貨等または生活用の預貯金証書の盗難については一定額まで補償されます。詳しくはP.16「補償内容の詳細」を確認ください。

以下に掲げる物（明記物件）を保険の対象に含める場合は、保険契約申込書に明記してください。

- ①貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ②稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

※保険の対象に含める際には、見積書や領収書等の価額が把握できる客観的資料が必要となります。

! 上記の明記物件は、家財とは別に保険金額（ご契約金額）を時価で設定する必要があります。

実際に家の中を見渡してみよう!

保険の対象となる家財には様々なものがあります。



保険の対象には家財も含めることをおすすめします!

理由その1

建物と家財を合せてご契約することで「建物・家財セット割引」が適用され、保険料がお安くなります!

一緒に契約するとお得なのね!



建物と家財を一保険契約申込書で契約すると、家財の保険料に対して2%割引します(建物・家財セット割引)。

理由その2

家具や電化製品、衣類等の家財を補償するのは保険の対象に家財が含まれている場合のみです! ご注意ください!

建物の火災保険に入っていれば、建物に収容されている家財も補償してもらえると聞いていたわ。

建物と家財の両方を保険の対象とした場合



建物のみを保険の対象とした場合



理由その3

私が住んでいる住宅はそれほど広くないので、家財はあまり置いてないわ。家財も保険に加入する必要があるのかしら。

事故が起こった場合に、家財を新たに買い揃えると、思った以上に高額になります!

家財には、家具類、衣類、寝具類、家電製品をはじめ、ボールペンやコップに至るまで、様々なものがあります。

たとえば、50㎡(約30畳)未満の住宅(所有)の場合、標準的な再取得価額(新価)は約**5,100千円**^(注)にもなります。

ぜひ、この機会にご加入をご検討ください。



(注) 家財の保険金額の設定については13ページをご覧ください。

STEP2: 補償プランを選択

「建物・家財」が損害を受けてしまったときの補償

建物・家財の補償対象となる事故の範囲を以下のタイプからご選択ください。

補償リスク	補償プラン(注1)			免責金額
	ワイド	スタンダード	エコノミー	
①火災 ②落雷 ③破裂・爆発リスク	○	○	○	0円、5千円、3万円、5万円、10万円、20万円から選択します。(注2)
④風、雹、雪災 リスク	○	○	○	
⑤物体飛来 ⑥水濡れ ⑦騒擾 ⑧盗難 リスク	○	○	×	5千円、1万円、3万円、5万円から選択します。
⑨水災 リスク	○(注3)	○(注3)	×	
⑩破損等 リスク	○	×	×	

(注1) 保険の対象となる建物について、賃権が設定されている場合または金融機関から融資を受けている場合、補償リスクが火災、落雷、破裂・爆発リスクのみに限定されるプランもございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。



(注2) 特約によりフランチャイズ方式(損害額が20万円以上となった場合に保険金をお支払いする方式)へ変更することも可能です。

(注3) 水災リスクについては、補償対象とするプランもございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。

11 地震保険

→P.11

「DAY-GO! すまいの保険」だけでは地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害(地震による延焼・拡大を含みます。)、噴火、津波による損害も補償の対象外となります。地震保険へのセット加入をおすすめします。



事故の際には、損害保険金だけでなく、様々な費用もお支払いいたします。

残存物取片づけ費用保険金	損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いいたします。
修理付帯費用保険金	<p>損害が生じた保険の対象を復旧するために要した下記の費用をお支払いいたします。</p> <p>① 損害を受けた保険の対象を復旧するために要する原因調査費用</p> <p>② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(注1)を超える期間に対応する費用を除きます。</p> <p>③ 損害を受けた保険の対象の仮修理工費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。</p> <p>④ 損害を受けた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(注2)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用</p> <p>(注1) 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。</p> <p>(注2) 保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額を除きます。</p>
損害防止費用保険金	<p>損害の防止または軽減のために支出した下記の費用をお支払いいたします。</p> <p>① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用</p> <p>② 消火活動に使用したことにより損傷した物(注1)の修理費用または再取得費用</p> <p>③ 消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかわる費用(注2)</p> <p>(注1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。</p> <p>(注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。</p>

大同火災における保険金支払い事例

建物

- 住宅から火災が発生し、住宅と倉庫が全焼した。
支払保険金: **約2,900万円**
- 隣接する住宅で火災が発生し、自宅に燃え移り、台所部分が全焼した。
支払保険金: **約1,070万円**
- 自家用車の操作を誤り、自宅建物に衝突し、窓ガラスが割れる等の損害が出た。
支払保険金: **約72万円**
- 台風で雨戸が飛ばされ、窓ガラスが破損した。
支払保険金: **約600万円**

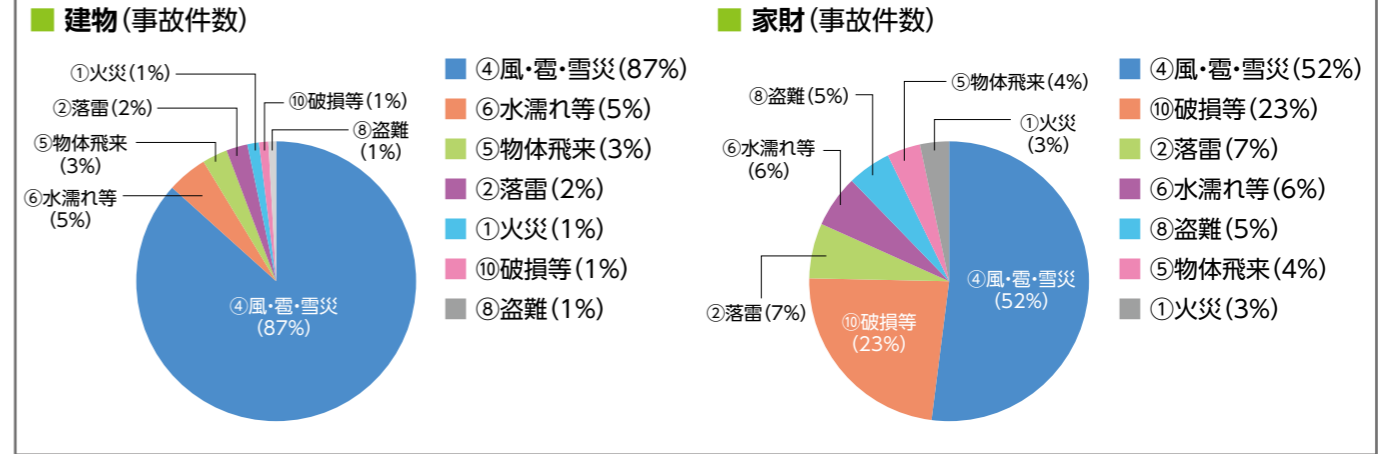
家財

- 住宅に泥棒に入られ、絵画や宝石類などの盗難にあった。
支払保険金: **約2,900万円**
- 台風により窓ガラスが割れ、家財が濡れて損害が出た。
支払保険金: **約126万円**
- 落雷があり、テレビ、パソコンが破損した。
支払保険金: **約37万円**

日本国内では類焼被害を受けた場合でも、失火責任法により、火災の発生元(失火者)から損害賠償を受けられないことがあります。



大同火災における事故件数の割合 (2012年4月~2020年3月末時点)



⚠️ 保険金をお支払いできない主な事故例

ご契約者、被保険者の故意

ご契約者または被保険者がわざと起こした事故による損害

敷地外にある家財の盗難

保険の対象である家財が敷地外にある間に生じた盗難

戦争、外国の武力行使

戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変・暴動による損害

地震、噴火が原因の火災

地震、噴火またはこれらによる津波が原因で発生した火災、損壊、流失などの損害

自然の消耗もしくは劣化、さび、かび

保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、変色、さび、かび、腐敗等によって生じた損害

火災などにより自動車(注)に生じた損害

自動車(注)は保険の対象にはなりません。

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

すでに建物に対して保険加入されている皆さまにはこちら!

家財おすすめプラン

建物のみ保険に加入されている場合、建物内に収容されている家財は補償の対象になりません。万が一に備えて、現在、建物のみ保険に加入されている皆さまへは「家財おすすめプラン」へのご加入をおすすめします。

「家財おすすめプラン」は、左記の「ワイド」プランに以下の補償がセットされたご契約プランです。

- 風災免責金額0円
- 破損等リスクの免責金額5千円
- 支払限度額30万円

《セットされるオプション特約》

- 罹災時諸費用補償特約
- 類焼損害補償特約
- ドアロック交換費用補償特約
- 地震火災費用補償特約
- 日常生活賠償責任特約(支払限度額:1,000万円)

※オプション特約の詳細については、9~10ページをご覧ください。

お客様の建物の構造をご確認いただき、口数(保険金額)*、保険期間を設定のうえ、下記一覧表から保険料をご確認ください。

*家財の保険金額は1口単位(1口:50万円)で設定します。

※保険金額は、お客様の所有の実態に合わせて適切な口数を設定してください。実態よりも多い口数を設定しても、その超過分に対しては保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。

保険金額設定方法の詳細につきましては、13ページをご覧ください。

(単位:円)

口数(保険金額)	地震保険の有無	M構造					T構造					H構造				
		1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
5口(2,500千円)	地震保険割引なし	6,340	11,790	17,320	22,790	28,240	7,860	14,600	21,430	28,190	34,930	11,560	21,520	31,600	41,560	51,520
	地震保険割引10%	6,190	11,520	16,910	22,230	27,560	7,710	14,330	21,020	27,630	34,250	11,300	21,020	30,850	40,570	50,280
	地震保険なし	4,860	8,990	13,120	17,250	21,380	6,380	11,800	17,230	22,650	28,070	8,910	16,480	24,050	31,620	39,190
10口(5,000千円)	地震保険割引なし	9,870	18,400	27,080	35,640	44,180	12,910	24,030	35,290	46,440	57,550	20,310	37,850	55,630	73,170	90,700
	地震保険割引10%	9,570	17,850	26,260	34,510	42,800	12,610	23,480	34,470	45,310	56,170	19,790	36,850	54,130	71,190	88,230
	地震保険なし	6,920	12,800	18,680	24,560	30,450	9,960	18,430	26,890	35,360	43,820	15,010	27,770	40,530	53,290	66,050

以下の順で説明します

STEP1 保険の対象

STEP2 補償プラン

STEP3 特約オプション








STEP4 契約条件の確認

補償内容の詳細

ご注意

STEP3: オプション特約でカスタマイズ

基本補償にプラスして、様々なリスクに備えるためのオプション特約をご用意しております。お客様のリスクの状況やニーズに合わせて、ぜひセットすることをご検討ください。

No	特約名称	保険金をお支払いする主な場合等(支払限度額・免責金額)
1	罹災時諸費用補償特約 	損害保険金支払われる場合(建物内における通貨または預貯金証書の盗難による事故を除きます。)、保険の対象が損害をうけたために臨時に必要となる費用として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、下記支払限度額を限度とします。 ・支払限度額: 100万円 ・免責金額: なし  建物が全損になった場合の登記費用としても活躍します!
2	類焼損害補償特約 	保険の対象である建物や家財から発生した火災、破裂または爆発によって近所の住宅・家財 ^(注) が類焼した場合に保険金をお支払いします。 (注)「類焼補償対象物」に含まれない主なもの ○店舗建物(店舗兼住宅など、一部居住の用に供する建物(併用住宅)は含みません。) ○営業用の貸別荘 ○保険の対象である建物・家財、保険の対象である家財を収容する建物または保険の対象である建物に収容される家財 ○通貨、有価証券、預貯金証書や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石等の明記物件 ○国、地方公共団体等が所有する建物 ○商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置等事業を営むために使用されるものなど ・支払限度額: 1億円 ・免責金額: なし ※この特約は、日常生活賠償責任特約等と併せてセットします。
3	借用住宅修理費用補償特約 	火災、風災、盗難等の事故 ^(注) により借用建物に損害が生じ、賃貸契約に基づきこれを自己の費用で修復した場合に保険金をお支払いします。ただし、借用建物の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は除きます。 ・支払限度額: 300万円 ・免責金額: 3,000円 (注)以下の事故による損害は補償対象外ですのでご注意ください。 「水災」「破損等」
4	ドアロック交換費用補償特約 	日本国内で建物のドアのかぎが盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 3万円 ・免責金額: なし
5	建物臨時賃借費用補償特約 	保険の対象が建物の場合で、当該建物に再取得価額の20%以上の損害が発生し、臨時に賃貸住宅や宿泊施設を利用する場合に必要な費用をお支払いします。 ・支払限度額: 1ヶ月あたり10万円まで、6ヶ月限度 ・免責金額: なし
6	家賃補償特約(賃貸建物オーナー向け) 	火災、落雷、破裂・爆発、物体衝突や水濡れまたは騒擾等の暴力・破壊行為 ^(注1) により保険の対象である賃貸建物が損害を受け、その結果家賃収入が得られなくなった場合の損失に対して保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 家賃月額 ^(注2) ・免責金額: なし (注1)以下の事故による損害によって生じた損失は補償対象外ですのでご注意ください。 「風災」「雹災」「雪災」「水災」「盗難」「破損等」 (注2)水道、ガス、電気等の使用料金、敷金、礼金等の一時金や賄料は含みません。

費用に関する特約

No	特約名称	保険金をお支払いする主な場合等(支払限度額・免責金額)
7	日常生活賠償責任特約 示談交渉サービス付 	住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の物に損害を与えた場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害保険金をお支払いします。 (注)被保険者の範囲は次のいずれかに該当する者をいいます。 (1)本人(保険契約申込書上で指定する必要があります。) (2)本人の配偶者 ^(注) (3)本人またはその配偶者 ^(注) と生計を共にする同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族) (4)本人またはその配偶者 ^(注) と生計を共にする別居の未婚(婚姻歴のないことをいいます。)の子 (5)(1)から(4)までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 ・支払限度額: 選択方式(1,000万円・3,000万円・5,000万円・1億円) ・免責金額: なし (注)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※法律上の損害賠償が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合や損害賠償請求者が弊社との交渉に同意しない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合等、条件によっては示談交渉をお引受けできない場合がありますのでご注意ください。
8	日常生活賠償責任保険包括契約(アパートオーナー向け) 示談交渉サービス付 	居住用戸室の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の物に損害を与えた場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害保険金をお支払いします。 (注)被保険者の範囲は次のいずれかに該当する者をいいます。 (1)居住用戸室に居住している者 (2)居住用戸室に居住している者の配偶者 ^(注) (3)居住用戸室に居住している者またはその配偶者 ^(注) と生計を共にする別居の未婚(婚姻歴のないことをいいます。)の子 (4)居住用戸室を所有、使用または管理している者で、居住用戸室に居住していない者 (5)(1)から(4)までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 ・支払限度額: 選択方式(1,000万円・3,000万円・5,000万円・1億円) ・免責金額: なし (注)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※法律上の損害賠償が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合や損害賠償請求者が弊社との交渉に同意しない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合等、条件によっては示談交渉をお引受けできない場合がありますのでご注意ください。
9	借家人賠償責任拡張補償特約 	被保険者の責めに帰すべき事由による火災、破裂または爆発、給排水設備の使用・管理に起因する漏水等による水濡れ、盗難の事故 ^(注) によって、借用户室が損壊した場合に、被保険者が借用户室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害賠償金額を損害保険金としてお支払いします。 ・支払限度額: 選択方式(M・T構造: 400万円～ H構造: 300万円～) ・免責金額: なし (注)以下の事故による損害は補償対象外ですのでご注意ください。 「落雷」「風災」「雹災」「雪災」「物体飛来」「騒擾」「水災」「破損等」
10	施設賠償責任補償特約 	施設の所有、使用または管理に起因し、または仕事の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の物に損害を与えた場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害賠償保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 選択方式(1,000万円・3,000万円・5,000万円・1億円・3億円・5億円) ・免責金額: なし
11	地震火災費用補償特約【自動セット】 	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象が建物である場合は、当該建物が再取得価額(新価)の20%以上の損害を受けたとき、保険の対象が家財である場合は、当該家財を収容する建物が再取得価額(新価)の20%以上の損害を受けたときまたは家財が再取得価額(新価)の80%以上の損害を受けたときに保険金をお支払いします。 ・支払限度額: 保険金額の5%または300万円のいずれか低い額 ・免責金額: なし

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(ただし、上記11の地震火災費用補償保険金は除きます。)
- 核燃料物質に起因する事故によって生じた損害
- 保険期間(ご契約期間)が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害

- 損害賠償について特別な約定があるために加重された責任を負担することによる損害
- 事故の際における保険の対象の紛失または盗難 等

特約の重複補償について

日常生活賠償責任特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険商品(火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご覧ください。



以下の順で説明します

STEP1

保険の対象

STEP2

補償プラン

STEP3

特約オプション

地震保険

STEP4

契約条件の確認

補償内容の詳細

ご注意

「地震」によって損害を受けてしまったときの補償

DAY-GO! すまいの保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。大切な住まい・家財の地震への備えもお忘れなく！（ご希望されない場合を除きセットされます。）

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波による損害を補償いたします。



地震保険の対象は・・・

- (1) 居住用の建物（住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。）
- (2) 居住用建物に収容されている家財(注)

(注) 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれません。

保険金額の設定

地震保険の保険金額は、セットでご契約いただく**DAY-GO! すまいの保険**の保険金額の30%～50%の範囲内でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。

※他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

1. 保険金をお支払いする場合

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象である建物または家財に生じた損害が、全損、大半損、小半損または一部損となった場合に保険金をお支払いします。

※「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準(注)」に従って行います。

損害の程度	建物	家財	お支払いする保険金の額
全損	基礎・屋根・柱等の損害額が建物の時価額の 50%以上 焼失もしくは流出した部分の床面積が 70%以上	家財の損害額が家財の時価額の 80%以上	ご契約金額の 100% (時価額が限度)
大半損	基礎・屋根・柱等の損害額が建物の時価額の 40%以上50%未満 焼失もしくは流出した部分の床面積が 50%以上70%未満	家財の損害額が家財の時価額の 60%以上80%未満	ご契約金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	基礎・屋根・柱等の損害額が建物の時価額の 20%以上40%未満 焼失もしくは流出した部分の床面積が 20%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の 30%以上60%未満	ご契約金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損	基礎・屋根・柱等の損害額が建物の時価額の 3%以上20%未満 床上浸水もしくは地盤面から 45cmを超える浸水	家財の損害額が家財の時価額の 10%以上30%未満	ご契約金額の 5% (時価額の5%が限度)

(注) 地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために、一般社団法人 日本損害保険協会が制定した損害認定基準です。

2. 保険金をお支払いしない主な場合

- (1) 地震等により保険の対象が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- (2) 地震等が発生した際の保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害

3. ご契約の際の注意点

- (1) 地震保険を単独で契約することはできません。「DAY-GO! すまいの保険」にセットでご契約いただく必要があります。(注)
セットで契約する「DAY-GO! すまいの保険」が保険期間（ご契約期間）の途中で終了したときは地震保険も同時に終了します。また、保険期間の途中で地震保険を追加することも可能です。
- (2) 地震保険の保険金額は、セットで契約する「DAY-GO! すまいの保険」の保険金額（ご契約金額）の30%～50%相当額の範囲内で選択できます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。2世帯以上が居住する共同住宅（マンション・アパート等）の場合は、世帯（戸）数に5,000万円を乗じた合計金額を建物の限度額とすることができます。また、分譲マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- (3) 1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が11.7兆円（2020年8月1日現在）を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.7兆円の割合によって削減される場合があります。

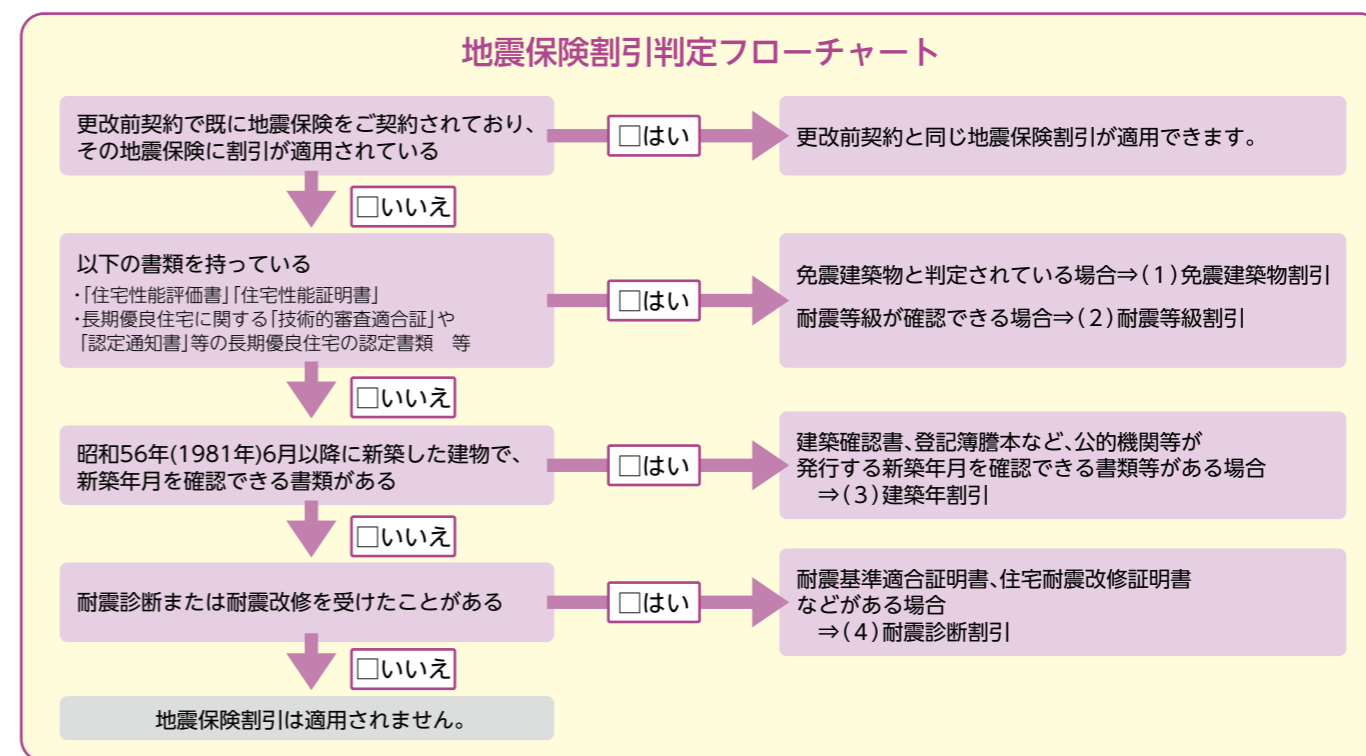
(注) 地震保険の継続を中止した場合であっても、主契約（火災保険）は存続いたしますので、ご注意ください。

4. 保険料割引制度

地震保険では次の条件を満たす建物および家財について割引制度があります。割引適用には所定の確認資料のご提出が必要となります。なお、保険期間の途中において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。また、以下の割引は重複して適用することはできません。

割引名(割引率)	割引適用条件	必要な確認資料 <small>(注1)</small>
(1) 免震建築物割引 (50%)	免震建築物 <small>(注2)</small> に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関 <small>(注3)</small> により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類 <small>(注4)(注5)</small> 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等 ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書 <small>(注4)</small> 例)「フラット35Sの適合証明書」等 ③a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類およびb.「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類 <small>(注5)</small> 例) a.:「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等
(2) 耐震等級割引 (等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%)	耐震等級 <small>(注2)</small> を有している建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)に適合している」旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等
(3) 建築年割引 (10%)	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等 ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請に当たり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」等
(4) 耐震診断割引 (10%)	1981年(昭和56年)5月以前に新築された建物で、耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等 ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請に当たり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」等

(注1) 代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
(注2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。
(注3) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。
(注4) 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。
(注5) 「技術的審査適合証」において「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合や「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類のみ提出していただいた場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。



5. 地震保険料控除について

地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となります(注)。DAY-GO!すまいの保険の基本保険料については保険料控除の対象となりません。

(注) 地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年月の1月～12月までに払込みいただいた地震保険料です。

	所得税(国税)	個人住民税(地方税)
所得控除限度額	最高5万円	最高2万5千円
控除対象保険料	払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額

STEP4: その他契約条件の確認

① 建物評価額の算出方法

保険金額(ご契約金額)を決定するための基準として、弊社では以下の方法で建物の評価額を算出しています。

(注)この評価基準は、標準的な建物を評価するための目安となります。お客さまのお住まいの状況に応じ、適宜調整します。

建

例

専用住宅

- 建築年次:平成11年(1999年)
- 新築当時の建築価額:50,000千円
- 延床面積:300㎡
- 所在地:沖縄県
- 経過年数:20年 経年減価率(1年あたり1.4%)
- 建物構造:コンクリート造(T構造)
- 基礎:含む
- 調整:適宜

1. 新築された時期と当時の土地代等を除いた建築価額から評価する場合(年次別指数法)
 ■ 建築価額に物価変動等を加味し、評価額を算出します。

$$\text{評価額(再取得価額(新価))} = \frac{\text{新築当時の建築価額(土地代は含みません)}}{\text{基礎を除く場合}} \times 100\% - (\text{)} \times \text{建築費倍率}$$

【算出例】
 50,000千円(平成11年当時の建築価額) × 1.19(評価時の建築費倍率) = 59,500千円

※建築費倍率等については、物価変動等により変更される場合があります。詳細は取扱代理店または弊社までご照会ください。

2. 標準的な1㎡あたりの新築費単価を使用して評価する場合(新築費単価法)
 ■ 標準的な新築費単価と延床(専有)面積から、評価額を算出します。

$$\text{評価額(再取得価額(新価))} = \frac{\text{1㎡あたりの新築費単価}}{\text{地方別指数}} \times \text{調整(±30\%)} \times \text{延床(専有)面積}$$

【算出例】
 316千円(T構造の単価) × 0.6(沖縄県の地方別指数) × 0.9(調整) × 300㎡ = 51,200千円

※併用住宅の場合は、取扱代理店または弊社までご照会ください。

(注)上記1、2以外の方法(客観的資料に基づいて評価する等)にて評価することも可能です。詳細は取扱代理店または弊社までご照会ください。

お支払いする保険金の支払基準が…
「再取得価額」(新価)の場合

(注)[DAY-GO!すまいるの保険]では、原則として再取得価額(新価)を基準に設定していただけます。

お支払いする保険金の支払基準が…
「時価額」の場合

※「損害額の算出方法の変更に関する特約(時価額払用)」が付帯されます。

○上記再取得価額(新価)から「使用による消耗分」を控除して評価する場合
 ■再取得価額(新価)に経年減価率を乗じ、評価額を算出します。

$$\text{評価額} = \frac{\text{評価額(再取得価額(新価))}}{\text{経年減価率}} \times \{100\% - (\text{)} \times \text{経過年数}\}$$

【算出例】
 51,200千円(上記2.の評価額(再取得価額(新価))) × {100% - (1.4% × 20年)} = 36,900千円

② 保険金額の設定

保険金額は、万が一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようにお決めください。実際にご契約いただく保険金額については、保険契約申込書等でご確認ください。

建物	上記で算出した評価額を基準として保険金額として設定します。 <small>※保険金の支払基準を再取得価額(新価)とした場合、算出した評価額に約定付割合(100%、80%、60%)を乗じた額を保険金額として設定することもできます。</small>
家財	ご希望に応じて1口単位(1口:50万円)で保険金額を設定します。 <small>※所有されている金額がご不明な場合は下表(家財評価額の目安)をご参照ください。</small>

家財評価額の目安

■ 再取得価額(新価)用						■ 時価用					
床面積形態	50㎡未満	50㎡以上70㎡未満	70㎡以上100㎡未満	100㎡以上150㎡未満	150㎡以上	床面積形態	50㎡未満	50㎡以上70㎡未満	70㎡以上100㎡未満	100㎡以上150㎡未満	150㎡以上
所有	5,100	8,000	10,500	12,800	16,400	所有	4,200	6,400	8,300	10,100	12,900
賃貸	3,400	5,400	7,000	8,100	9,800	賃貸	2,800	4,300	5,500	6,400	7,700

- ※1 他の保険契約等がご契約されていないか必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した保険金額が評価額を超える場合、超過部分については保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。
- ※2 破損リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額を設定します。
- ※3 家財の盗難事故の場合、通貨等は20万円、預貯金証書は200万円が1事故あたりの支払限度額となります。
- ※4 明記物件については、時価額を基準保険金額として設定していただけます。

⚠️ 保険金額は十分な補償を受けられるように設定しましょう!

建物

建物の保険金額(ご契約金額)を再取得価額(新価)を基準に設定すると万が一の事故の際には、保険金額(または再取得価額(新価))を限度に損害額全額をお支払いします。

建物
再取得価額(新価)
5,000万円

建物の再取得価額(新価)
5,000万円
設定保険金額
5,000万円
(約定付割合100%の場合)

火災等による事故で
損害額1,000万円

損害額全額をお支払いします。
支払保険金1,000万円

建物の保険金額(ご契約金額)を時価を基準に、時価を下回る額で設定した場合、一部保険となり、万が一の事故の際に損害額全額をお支払いすることができなくなります。

建物
再取得価額(新価)
5,000万円
時価額
3,000万円

建物の時価額
3,000万円
保険金額
2,000万円

火災等による事故で
損害額1,000万円

損害額全額をお支払いできません。
支払保険金952万円
(1,000万円 × $\frac{2,000万円}{3,000万円 \times 70\%}$ = 952万円)

約48万円は自己負担となってしまいます。

家財

家財の保険金額(ご契約金額)を再取得価額(新価)を基準に設定すると、万が一の事故の際には、保険金額(または再取得価額(新価))を限度に損害額全額をお支払いします。

家財
再取得価額(新価):1,000万円

再取得価額(新価)で契約された場合

家財の再取得価額(新価):1,000万円
保険金額:500万円

火災等による事故で
損害額300万円

損害額全額をお支払いします。
支払保険金300万円

家財の保険金額(ご契約金額)を時価を基準に、時価を下回る額で設定した場合、一部保険となり、万が一の事故の際に損害額全額をお支払いすることができなくなります。

家財
再取得価額(新価):1,000万円
時価額:800万円

時価で契約された場合(一部保険となる場合)

時価額未満で保険金額を設定してしまうと…
家財の時価額:800万円
保険金額:500万円

火災等による事故で
損害額300万円

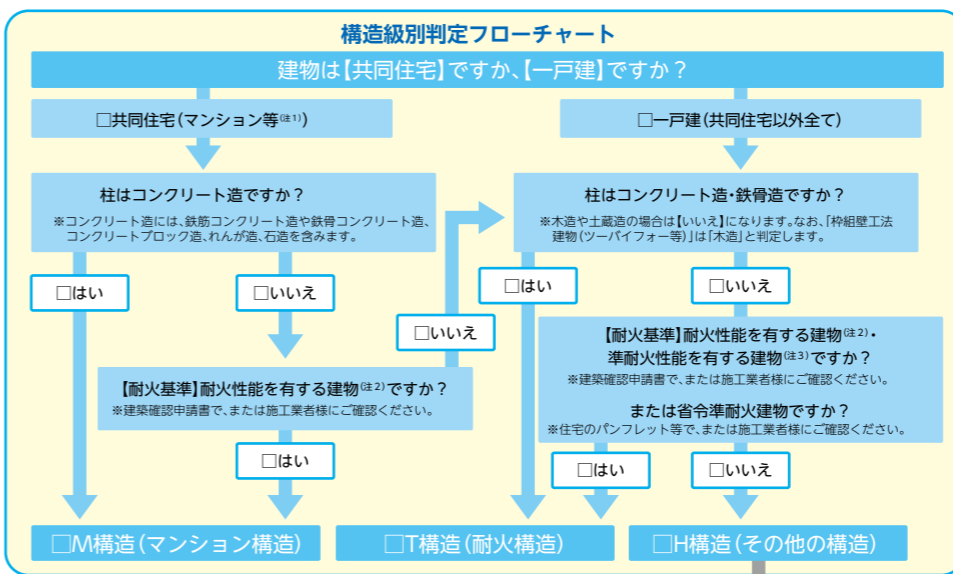
損害額全額をお支払いできません。
支払保険金268万円
(300万円 × $\frac{500万円}{800万円 \times 70\%}$ = 268万円)

約32万円は自己負担となってしまいます。

③ 構造級別の判定

- (1) 用法【居住用建物(専用住宅・併用住宅)】について
 専用住宅:住居のみに使用する建物をいいます。
 併用住宅:住居として使用するとともに、店舗や事務所等の事業にも使用する建物をいいます。用法(事業の内容)に応じ、ご契約時には必ず職業区分を選択していただけます。
- (2) 構造級別について
 建物の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。以下フローチャートに従い必ず構造をご確認ください。
 ・建物の構造級別はコンクリート造、鉄骨造、木造といった「柱」の種類に着目して判定します。ただし、「耐火性能を有する建物^(注2)」、「準耐火性能を有する建物^(注3)」および「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造を判定します。

【耐火基準】で判定する場合は、建築確認申請書のように建物の耐火性能が判定できる書面または施工業者様もしくは不動産業者様(以下、「施工業者様等」といいます。)による証明書を提出いただく場合があります(住宅のパフレット等で確認できることもあります)。



- (注1) 長屋造(テラスハウス含む)、アパート等をいいます。
- (注2) 耐火性能を有する建物には、「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。
- (注3) 準耐火性能を有する建物には、「準耐火建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」が該当します。
- ※1 建物の柱が複数の異なる種類から建築されている場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ※2 木造建物等でT構造(耐火建築物および耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物)に該当する場合、H構造より保険料が大幅に安くなります。特に、「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

更新契約の場合は以下の点をご確認ください。

上記フローチャートの結果、「H構造」と判定された場合で、右記のいずれかに該当する場合は、ご契約にあたり取扱代理店または弊社までお申し出ください。

- 1 「外壁」が「コンクリート(ALC板、押出成形セメント板含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物
- 2 土蔵造建物

以下の順で説明します

STEP1
保険の対象

STEP2
補償プラン

STEP3
特約オプション

STEP4
契約条件の確認

地震保険

補償内容の詳細

ご注意

STEP4: その他契約条件の確認

④ 保険期間の設定

保険期間は原則1年ですが、1年を超える長期契約(最大10年)^(注)や1年未満の短期契約も可能です。希望される場合、取扱代理店または弊社までご相談ください。

(注) 保険期間10年(払込方法は一括払)でご契約される場合で、自動継続方式を選択される場合は、自動継続期間を設定します。詳細につきましては17ページをご確認ください。

1年を超える長期契約を締結する場合、地震保険の保険期間は次のいずれかの方法で保険期間を設定します。

- ① DAY-GO! すまいの保険の保険期間と同一とする長期契約
- ② 地震保険の保険期間を1年または5年ずつの自動継続契約

【例】保険期間が5年の場合	保険期間				
DAY-GO! すまいの保険	5年				
地震保険 ①	5年				
地震保険 ②	1年	1年	1年	1年	1年

⑤ 保険料の払込方法

保険料払込方法は下表のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

払込方法	一括払	長期年払	分割払(12回払)
口座振替	○	○	○(5%割増) ^(注1)
スマホ決済払 ^(注2)	○	×	×
直接集金	○	×	○(10%割増) ^{(注1)(注3)}
コンビニ払 ^(注4)	○	×	×
団体・集団扱	○(5%割引)	×	○

○=選択できます。 ×=選択できません。
 (注1) 年間保険料が30万円未満の場合に割増となります。
 (注2) スマホ決済払はご契約時に即時決済できる場合のみ、ご利用が可能となります。なお、保険料の返還が生じた際には弊社からお客さまへ現金またはお客さまの口座への送金によって返還いたします。また、決済サービスのポイント等による返還はできません。
 (注3) 地震保険の保険料については、6%割増となります。
 (注4) コンビニ払は総保険料が30万円以内のご契約に限り、ご利用が可能となります。

*ご契約内容によってご利用いただけない払込方法があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

しまんちゅ相談サービス 「DAY-GO!すまいの保険」に加入された方は、無料相談OK!!

個人契約のお客さまは、電話による医療相談、相続相談等のサービスをご利用いただけます。

受付時間 ● 医療相談(①~⑦) / 24時間・365日 ● 相続相談(⑧、⑨) / 午前10:00~午後6:00 (土日・祝日および12/31~1/3を除きます) ※しまんちゅ相談サービスの詳細は「ご契約のしおり」に掲載しております。ご利用規約をご覧ください。

サービス内容

番号	サービス内容	内 容
①	健康相談	病気の悩み、子育ての不安、生活習慣改善相談、女性医療相談、こころの相談、介護の相談等にお答えします。
②	緊急医療相談	「受診の緊急度はどのくらいか」「受診までにできることはないか」等のご相談にお答えします。
③	医療機関案内	最適な医療機関を数件選定し、診療時間情報や予約方法のお知らせを行います。
④	入院時相談	入院時の一般的なアドバイスや健康、治療に関するアドバイスを行います。
⑤	予約制専門医相談	予約により専門科指導医がご相談にお答えします。
⑥	転院時移送手配	転院する際の移送の手配をします。
⑦	がん専用相談窓口	がんに関する様々な悩みにお答えします。
⑧	相続相談	相続に関する相談に専門相談員が対応します。予約により、弁護士・税理士などに直接相談することも可能です。
⑨	税理士紹介	お客さまの現状やご希望をヒアリングし、相続にあたっての費用や具体的対応等のご相談、お見積りまで無料で対応します。

相談例

- 最近太ってきたため、体調改善を考えている。
- 頭痛と吐き気があるが、医療機関で受診すべきか迷っている。
- 子どもがやけどをしてしまったが、応急処置をどうしていいかわからない。
- 夜中に子どもが高熱を出したが、これから受診できる医療機関はないか。
- 国内旅行中にケガをしてしまったが、一番近い病院を教えてください。
- 入院中であり転院を考えているが、手配が大変そうなのでお願いしたい。
- 医療機関で受診する前に専門医に相談したい。
- がんについて不安があるため、色々話を聞いてみたい。
- 相続について、連絡の取れない相続人がいるため、対応方法について相談したい。
- 相続にあたって費用がどれくらいかかるのかを具体的に税理士へ相談したい。

補償内容の詳細

保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細につきましては、「ご契約のしおり」等をご参照ください。

No	保険金等をお支払いする場合	プラン			お支払いする保険金等の額																													
		ワイド	スタンダード	エコノミー																														
1	火災、消防活動による水濡れ	○	○	○	お支払いする保険金の額はご契約金額(以下、「保険金額」といいます。)を限度とし、次の算式により算出した額とします。ただし、左記9.水災の事故に関しては損害額が再取得価額の30%以上もしくは、床上浸水または地盤面より45cmを超える損害が生じた場合にお支払いします。免責金額、支払限度額については、下記【支払限度額・免責金額について】をご参照ください。 お支払いする保険金の額=損害額 ^(注1) -免責金額 ^(注2) (注1) 損害額=修理費 ^(注3) -修理に伴う残存物がある場合はその価額 (注2) 保険の対象ごとに適用されます。 (注3) 損害が生じた地および時において、構造、型、能力等を同一の状態にするための費用をいいます。また、8①盗難による損害の場合で、盗難された保険の対象を回収することができたときは、回収のために支出した必要な費用を修理費に含めます。 【支払限度額・免責金額について】 4「風災・雹災・雪災」の事故に対する免責金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>免責金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建 物</td> <td>0円、3万円、5万円、10万円、20万円から選択します。特約によりフランチャイズ方式(損害額が20万円以上となった場合に保険金をお支払いする方式)へ変更することも可能です。</td> </tr> <tr> <td>家 財</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 8①「盗難」の事故に対する支払限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>保険金額</td> </tr> <tr> <td>家財(明記物件)</td> <td>1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円</td> </tr> <tr> <td>家財(明記物件除く)</td> <td>保険金額</td> </tr> </tbody> </table> 8②「家財における通貨等、預貯金証書の盗難」の事故に対する支払限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財(通貨等)</td> <td>1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円</td> </tr> <tr> <td>家財(預貯金証書)</td> <td>1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円</td> </tr> </tbody> </table> 10「1~9以外のその他不測かつ突発的な事故(破損等)」に対する支払限度額および免責金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>支払限度額</th> <th>免責金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>保険金額</td> <td>5千円、1万円、3万円、5万円から選択します。</td> </tr> <tr> <td>家財(明記物件含む)</td> <td>10万円、30万円、50万円から選択します。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保険の対象	免責金額	建 物	0円、3万円、5万円、10万円、20万円から選択します。特約によりフランチャイズ方式(損害額が20万円以上となった場合に保険金をお支払いする方式)へ変更することも可能です。	家 財		保険の対象	支払限度額	建物	保険金額	家財(明記物件)	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円	家財(明記物件除く)	保険金額	保険の対象	支払限度額	家財(通貨等)	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円	家財(預貯金証書)	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円	保険の対象	支払限度額	免責金額	建物	保険金額	5千円、1万円、3万円、5万円から選択します。	家財(明記物件含む)	10万円、30万円、50万円から選択します。	
保険の対象	免責金額																																	
建 物	0円、3万円、5万円、10万円、20万円から選択します。特約によりフランチャイズ方式(損害額が20万円以上となった場合に保険金をお支払いする方式)へ変更することも可能です。																																	
家 財																																		
保険の対象	支払限度額																																	
建物	保険金額																																	
家財(明記物件)	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円																																	
家財(明記物件除く)	保険金額																																	
保険の対象	支払限度額																																	
家財(通貨等)	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円																																	
家財(預貯金証書)	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円																																	
保険の対象	支払限度額	免責金額																																
建物	保険金額	5千円、1万円、3万円、5万円から選択します。																																
家財(明記物件含む)	10万円、30万円、50万円から選択します。																																	
2	落雷	○	○	○																														
3	破裂・爆発	○	○	○																														
4	風災・雹災・雪災 ※吹込みまたは雨漏り等による損害については、建物またはその一部が風災等によって直接破損したために生じた場合に補償します。	○	○	○																														
5	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等	○	○	×																														
6	給排水設備に生じた事故による水濡れまたは他の戸室で生じた事故による水濡れ ※水道管等の給排水設備自体に生じた損害は補償の対象外となります。	○	○	×																														
7	騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為	○	○	×																														
8	①盗難(盗難による建物および家財の盗取、損傷、汚損) ②家財における通貨等、預貯金証書の盗難	○	○	×																														
9	水災(再取得価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合)	○	○	×																														
10	上記1~9以外のその他不測かつ突発的な事故(破損等)	○	×	×																														
11	●残存物取片づけ費用 上記1~10の事故によって、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出した場合	○	○	○	実費(下記12と合計で損害保険金のお支払い額が限度となります。)																													
12	●修理付帯費用 保険の対象である建物・家財が上記1~10を原因とする事故によって損害を受けた結果、復旧にあたり弊社の承認を得て仮修理費用や代替として使用する仮設物の設置費用などを支出した場合	○	○	○	実費(上記11と合計で損害保険金のお支払い額が限度となります。)																													
13	●損害防止費用 上記1~3の事故に際して、その損害の防止または軽減のために、必要または有益な費用を支出した場合	○	○	○	実 費																													
14	●権利保全行使用 上記1~10の事故に際して損害保険金を支払った場合において、他人に損害賠償の請求ができる場合にその損害賠償請求権の保全や行使等のために必要な費用を支出した場合	○	○	○	実 費																													

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み(建物または屋外設備・装置の外側の部分^(注)が破損したことに伴う場合を除く。)や漏入等による損害
(注) 外壁、屋根、開口部等をいいます。
- ・置き忘れまたは紛失による損害
- ・建物が存在する敷地外にある家財に生じた事故による損害
- ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等による損害
- ・被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害
- ・保険の対象の瑕疵によって生じた損害
- ・保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はが

- れ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損(保険の対象に支障をきたさない損害)
- ※破損、汚損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。
- ・電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害
- ・電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- ・保険の対象に対する加工(建築、増築、改築含む)、修理、清掃または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ・楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
- ・自転車、サーフボード、ラジコン模型等およびこれらの付属品に生じた損害
- ・ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯型電子機器およびこれらの付属品に生じた損害
- ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡等に生じた損害



以下の順で説明します

STEP1

保険の対象

STEP2

補償プラン

STEP3

特約 オプション

地震保険

STEP4

確認 契約条件の

詳細 補償内容の

ご注意



ご契約前におけるご注意事項

1. 被保険者について

被保険者とは、保険の対象の所有者で、保険事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合には、全ての所有者をご指定いただけます。なお、法律上の損害賠償責任など補償する特約をご契約される場合も、被保険者本人のご指定が必要です。

2. 保険の対象の所在地・用法をご確認ください。

a. 保険の対象の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地です。ご契約者住所と異なる場合は必ずお申し出ください。

b. 用法【居住用建物(専用住宅・併用住宅)】について

専用住宅:住居のみに使用する建物をいいます。
併用住宅:住居として使用するとともに、店舗や事務所等の事業にも使用する建物をいいます。用法(事業の内容)に応じ、ご契約時には必ず職業区分を選択していただきます。

ご契約時におけるご注意事項

1. 団体扱・集団扱でご契約される場合のご注意

団体扱・集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者のお勤め先と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交わしている場合で、ご契約者・被保険者がそれぞれ下表の範囲に該当する場合などになります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

	団体扱・集団扱に関する特約によるご契約が可能な場合		
(1) ご契約者の範囲	①企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ②系列会社の社員の方* ③退職者の方* ④弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方(役員・従業員等) ※系列会社の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。		
(2) 被保険者の範囲	①保険契約者	②保険契約者の同居の親族	③保険契約者の別居の扶養親族

次のような場合には、「団体扱・集団扱に関する特約」は失効することがあります。
 保険料を分割してお支払いされている場合には、「残りの分割保険料を一括してお支払いいただくこと」や「ご契約を一旦解約して、保険料の支払方法を変更していただくこと」があります。保険期間が2年以上の場合は翌期応当時までの保険料を一括して払込み後、払込方法を変更していただきますので、あらかじめご了承ください。

①退職などにより給与の支払いを受けられなくなった場合
 ②脱退や退職等によりその構成員でなくなった場合
 ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
 ④保険料が集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

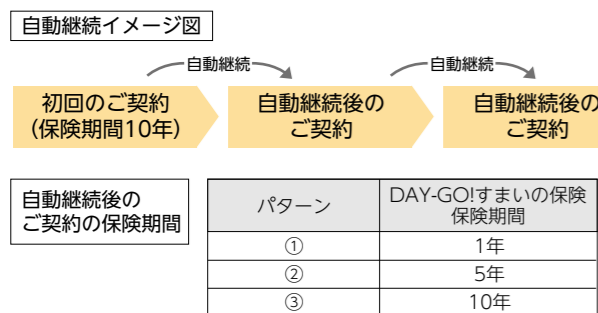
2. 各種割引について

ご契約内容に応じて適用される各種割引制度がございます。詳細につきましては、重要事項説明書等をご確認ください。

割引名称	適用条件	割引率
建物・家財セット割引	保険の対象として建物と家財を一保険契約申込書で契約を行う場合	家財の保険料に対して2%
築浅割引	建物の築年数が10年未満の場合	築年数、保険期間、建物の所在地、構造級別、補償プランに応じて、建物の保険料に対して適用

3. 自動継続方式について

DAY-GO!すまいの保険の保険期間を10年(払込方法は一括払)でご契約される場合は、自動継続方式*1をお選びいただけます。*2
 初回のご契約の際に自動継続期間を設定し*3、お選びいただいた自動継続の保険期間(継続方式)で自動的に継続いたします。なお、DAY-GO!すまいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく場合は、初回のご契約の際に設定した地震保険の保険期間が自動継続の保険期間となります。



- *1 保険契約の継続に関する特約がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。
- *2 ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。
- *3 継続期間については保険契約申込書に記入していただきます。

- 保険契約が満了する月の前月の10日までに保険契約者または弊社から申し出ることにより、自動継続を停止することができます。
- 自動継続後のご契約は、保険期間・払込方法・建物の評価額・保険金額(支払限度額)を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期月3か月前までに自動継続後のご契約をご案内いたします。
- 普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が改定された場合は、改定日以降の自動継続後の補償については継続日時点の内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。

契約締結後におけるご注意事項

◇保険契約の引受範囲外となる場合について

ご契約締結後、建物の用法が「専用・併用住宅から専用事務所・空家等に変更する場合は、「DAY-GO!すまいの保険」での取扱いができなくなります。その場合にはご契約の「DAY-GO!すまいの保険」を解約いただき、他の火災保険をご契約いただくこととなります。変更がある場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

◇保険契約の失効について

保険契約締結後、ご契約内容に次の変更がある場合は、ご契約いただいている「DAY-GO!すまいの保険」の失効手続きが必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。
 ①この保険契約で補償しない事故により保険の対象が滅失した場合
 ②保険の対象の譲渡を通知しない場合(通知により、保険契約を譲渡することも可能です。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。)

その他ご注意いただきたいこと

◇事故が発生した場合について

万が一、事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手続きをお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、お支払いができないことがありますので、ご注意ください。

◇保険金のご請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出いただきます。
 ※事故の内容または損害の額に応じ、次の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金請求意思および保険金請求権者であることを確認するための書類	書類の主な例
保険金請求の意思を確認するための書類	・保険金請求書 ・印鑑証明書 ・委任状 ・戸籍謄本
保険事故の発生や損害額の確認等をするための書類	・罹災証明書 ・盗難届証明書(盗難届出受理番号を記入した書類) ・交通事故証明書 ・修理見積書(または請求書) ・現在高および損害額明細書 ・罹災物件の写真 ・保険価額確認書類(保険対象の保険価額確認資料) ・設備や家財などの仕様書 ・図面(配置図/建物図面など) ・消火器等損害防止の費用明細 ・示談書 ・建物登記簿謄本 ・固定資産台帳 ・賃貸借契約書
その他の書類	・保険金直接支払指図書/承諾書 ・公の機関への調査同意書 ・権利移転書/権利移転確認書 ・盗難事故に関する確約書

◇ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した契約は無効とします。
- 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合はこの保険契約を取消すことができます。
- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合は保険契約を解除することができます。

保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いいたします。ただし、次のような事由が生じた場合には、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただきます場合があります。

- ①警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ②専門機関による鑑定などの結果を得る必要がある場合
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害保険金の支払額が1回の事故について保険金額*の100%になる場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、100%に満たない限り、保険金のお支払いが何回あったとしても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
- *保険金額が再取得価額を超える場合は再取得価額を保険金額とします。

- この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。
- 法律上の損害賠償責任を補償するご契約の場合、損害賠償事故に関わる示談交渉は弊社とご相談のうえ、お進めください。あらかじめ弊社の承認を得ないで損害賠償責任の全部もしくは一部を認めた場合、または損害賠償金などを支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 事故の際、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて他の保険会社に確認を行っております。確認内容は保険金支払いの目的以外には利用いたしません。

このパンフレットはDAY-GO!すまいの保険の概要をご紹介します。詳細は普通保険約款および特約によりませんが、ご契約手続、保険金のお支払条件、その他不明の点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり」をご覧ください。

あんしん・あんぜんをご提供する3つのDAY-GO!保険シリーズ

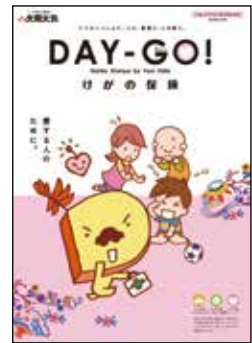
大同火災の「DAY-GO!」は、「安心」「充実」「納得」「家族」をコンセプトに、暮らし(DAY)のさまざまなリスクをカバーする総合保険として、お客さまとご家族をしっかりお守りし、充実の補償をご提供いたします。



▲くるまの保険
どんな自動車事故もこれであんしん!

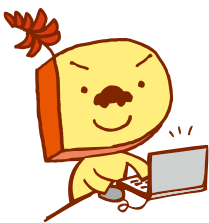


▲すまいの保険
あらゆるリスクからすまいをお守りします。



▲けがの保険
万が一のケガからお客さまをお守りします。

Web約款およびWeb証券のご利用をおすすめしています。



「ご契約のしおり(約款)」や「保険証券」を「冊子・紙」ではなくインターネット上でご確認いただけるWeb約款およびWeb証券をおすすめしております。お申込時にWeb約款またはWeb証券を選択していただき「ご契約のしおり(約款)」または「保険証券」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ

寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。また、「Web約款」および「Web証券」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んで参ります。



申込書にてWeb約款およびWeb証券をご選択いただく。



紙やインク、エネルギーが削減される。



紙資源となる森林保全に貢献する。



サンゴ保全活動に寄付する。



沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ(<https://www.daidokasai.co.jp/>)に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間:午前9:00~午後5:00
(土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎️ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

ご不満・ご意見・ご要望 ☎️ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

事故受付センター

※万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

フリーダイヤル **0120-091-161** (通話料無料)
FAX **098-863-5596**

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル **0570-022808** (通話料有料)

受付時間:午前9:15~午後5:00(土日・祝日および12/30~1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <https://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは